

岩手県告示第147号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、矢巾町広宮沢第二土地区画整理組合から理事の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成30年2月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

退任

瀬 川 幸 雄 盛岡市湯沢9地割49番地2